

委員会発案第4号

ケア労働者の処遇改善のために報酬引上げを国に求める意見書の
提出について

ケア労働者の処遇改善のために報酬引上げを求める意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年12月18日提出

由利本荘市議会議長 佐藤健司様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 甫仮貴子

(別紙)

ケア労働者の処遇改善のために報酬引上げを求める意見書（案）

政府は、令和6年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化したベースアップ評価料や新介護加算を盛り込んだが、その効果は極めて限定的であり、2.5%のベースアップ目標には程遠い状況である。

令和7年春闘の結果で、日本医療労働組合連合会加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%にあたる5,772円にとどまり、令和7年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて3分の1程度にとどまっている。

年間賞与の平均額では、もともと民間主要企業の半分程度のところ、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出している。

政府が、ケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者の処遇改善につながる施策にするべきである。

その賃上げのためには、事業存続の危機に至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上は引き上げるべきである。

従事者間に生じる差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展が図られるよう下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるため、令和8年度の診療報酬改定と1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。

また、当面の支援策として、令和7年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

令和7年12月18日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様

財務大臣様
厚生労働大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 佐藤健司